



今月のニュース

平成28年度市・県民税の主な改正内容

■住宅借入金等特別控除の期間延長

住宅借入金等特別控除は、適用対象となる居住年月日の期限が平成31年6月30日まで延長されます。

②公的年金からの特別徴収制度の見直し

年間の徴収税額の平準化を図るため、平成28年10月以後実施分より左図の通り制度が改正されます。

公的年金からの特別徴収を継続されるかたの場合

特別徴収	仮徴収			本徴収		
	4月	6月	8月	10月	12月	2月
現行	前年度分の本徴収額÷3			(年税額-仮徴収額)÷3		
改正後 (平成28年10月以後)	(前年度の年税額÷2)÷3			(年税額-仮徴収額)÷3		

なお、この改正は仮徴収税額のもの

算定方法を変更するもので、これによる新たな税負担は生じません。

得税および復興特別所得税が4月20日(火)、消費税および地方消費税(個人事業者)が4月25日(月)です。

【平成27年分の確定申告】

申告受け付けは2月16日(火)～3月15日(火)までです。なお、熊谷税務署では2月21日(日)・28日(日)も受け付けを行います(現金納付・納税証明業務は行いません)。

①公的年金等受給者に係る確定申告不要制度

公的年金等の収入金額が400万円以下で、かつ、公的年金等にかかる雑所得以外の所得金額が20万円以下の場合、確定申告書を提出する必要はありません。

※所得税の還付を受ける場合や繰越控除などの適用を受ける場合、確定申告書の提出が必要です。

※確定申告が必要ない場合でも、住民税の申告が必要な場合があります。

②申告と納税の期限

◆所得税および復興特別所得税 3月15日(火)

◆消費税および地方消費税(個人事業者) 3月31日(木)

※納税は口座振替をご利用ください。なお、口座振替の納付日は所

軽自動車税の税率が変わります

●問い合わせ 市民税課(☎574-6637)

原動機付自転車および二輪車など

車種	現行税率	新税率	
原動機付自転車	50cc以下	1,000円	2,000円
	50cc超～90cc以下	1,200円	2,000円
	90cc超～125cc以下	1,600円	2,400円
	ミニカー	2,500円	3,700円
軽自動車	二輪 125cc超～250cc以下	2,400円	3,600円
	雪上車	2,400円	3,600円
小型特殊自動車	農耕作業用	1,600円	2,400円
	その他	4,700円	5,900円
小型二輪	250cc超	4,000円	6,000円



平成28年度の軽自動車税の税率について次の通りお知らせします。  
※詳しくは、市ホームページをご覧ください。なお、市民税課にお問い合わせください。

三輪および四輪以上の軽自動車

車種	車種	用途	現行税率*1	新税率*2	重課税率*3	
			三輪			3,100円
軽自動車	四輪以上	乗用	営業用	5,500円	6,900円	8,200円
			自家用	7,200円	10,800円	12,900円
		貨物用	営業用	3,000円	3,800円	4,500円
			自家用	4,000円	5,000円	6,000円

※1 現行税率は、平成27年3月31日以前に最初の新規検査を受けた車両に、当該検査から13年経過するまで適用  
※2 新税率は、平成27年4月1日以後に最初の新規検査を受けた車両に、当該検査から13年経過するまで適用  
※3 重課税率は、最初の新規検査から13年経過した環境負荷の大きい車両に適用

グリーン化特例(軽課)による軽自動車税の軽減

車種	用途	税率	75%軽減	50%軽減	25%軽減	
		三輪	3,900円	1,000円	2,000円	3,000円
軽自動車	四輪以上	乗用	営業用	6,900円	1,800円	3,500円
			自家用	10,800円	2,700円	5,400円
		貨物用	営業用	3,800円	1,000円	1,900円
			自家用	5,000円	1,300円	2,500円

※軽減は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までに最初の新規検査を受けた車両が対象。それぞれに条件が異なりますので、詳しくは市民税課へお問い合わせください。

臨時職員の登録を受け付けます

●問い合わせ 人事課(☎574-6636)

職種	勤務条件など	問い合わせと申し込み
一般事務	賃金 時給870円 登録期間 受付日～平成29年3月31日(金)	人事課(☎574-6636・☎366-8501仲町11-1)
保育士	賃金 時給950円 必要資格 保育士免許	保育課(☎574-8648・☎366-8501仲町11-1)
放課後児童支援員	賃金 時給1,000円(無資格:時給880円) 必要資格 教員または保育士免許(無資格:要相談)	教育総務課(☎574-5811・☎366-0823本住町17-3) ※4月任用は、2月19日(金)までに受け付けたかたが対象
学校用務員	賃金 時給890円 必要資格 普通自動車運転免許	同上
学校栄養士	賃金 時給1,000円 必要資格 栄養士免許	同上
学校アシスタント ティーチャー	賃金 時給1,100円 必要資格 小・中学校、高校いずれかの教員免許	同上
幼稚園教諭	賃金 担任:時給1,180円、副担任:時給1,000円、 担任補助:900円 必要資格 幼稚園教諭1種または2種普通免許	同上
教育相談員	賃金 時給1,100円 必要資格 次のいずれかを満たすかた①カウンセリング講座の受講を修了 ②カウンセリング実務経験3年以上 ③小・中学校、高校いずれかの教員免許	学校教育課(☎572-9578・☎366-0823本住町17-3)
特別支援補助員	賃金 時給900円	同上
スクールライフ サポーター	賃金 時給1,100円 必要資格 小・中学校、高校いずれかの教員免許	同上
発掘調査現地 作業員	賃金 時給890円	文化振興課(☎577-4501・☎366-0823本住町17-3)
保健師	賃金 時給1,380円 必要資格 保健師免許および普通自動車運転免許	保健センター(☎575-1101・☎366-0823本住町17-1)

市では、4月以降に臨時職員として勤務を希望するかたの登録を受け付けます。  
甲 市販の履歴書または臨時職員登録用履歴書に必要事項を記入し、必要に応じて資格証のコピーを各問い合わせ先へ  
※登録した場合でも、勤務できないことがあります。  
※詳しくは市ホームページまたは、教育委員会ホームページをご覧ください。  
※臨時職員登録用履歴書は、市ホームページから入手可能

市民税課からのお知らせ

●問い合わせ 市民税課(☎574-6637)、熊谷税務署(☎521-2905)

【平成27年分の確定申告】

申告受け付けは2月16日(火)～3月15日(火)までです。なお、熊谷税務署では2月21日(日)・28日(日)も受け付けを行います(現金納付・納税証明業務は行いません)。

①公的年金等受給者に係る確定申告不要制度

公的年金等の収入金額が400万円以下で、かつ、公的年金等にかかる雑所得以外の所得金額が20万円以下の場合、確定申告書を提出する必要はありません。

※所得税の還付を受ける場合や繰越控除などの適用を受ける場合、確定申告書の提出が必要です。

※確定申告が必要ない場合でも、住民税の申告が必要な場合があります。

②申告と納税の期限

◆所得税および復興特別所得税 3月15日(火)

◆消費税および地方消費税(個人事業者) 3月31日(木)

※納税は口座振替をご利用ください。なお、口座振替の納付日は所

また、代理人申請の場合も、請求人本人のマイナンバーの番号確認書類が必要です。  
※納税者情報を保護するために、運転免許証などの顔写真付きの書類(顔写真のない書類の場合は2種類の異なる書類)により本人確認を行います。

請求先 熊谷税務署管理運営部門(☎521-4032)

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」をご利用ください

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に従って金額を入力すれば、申告書などを作成できます。作成した申告書を自宅まで印刷すれば、混雑する確定申告会場に行かなくても、郵送などで提出できます。

